

## 七尾市中小企業経営安定保証料補助金交付要綱

平成 22 年 4 月 1 日  
告示第 76 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、経済状況の急激な悪化により、売上高や利益率が減少するなど事業経営に深刻な影響を受けている市内中小企業者が、石川県信用保証協会の保証を得て融資を受けた場合に、保証料の一部を補助(以下「保証料補助」という。)することにより、経営の安定に資することを目的とする。

### (補助対象者)

第 2 条 この事業の対象者は、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に規定する中小企業者で、次の各号に掲げる条件に該当している者に限る。

- (1) 市内に引き続き 1 年以上同一事業を営んでいる者又は 1 年以上市内に居住し、市内に事業所(店舗を含む)を開業する者
- (2) 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間に、石川県信用保証協会を利用して次条に掲げる融資制度の融資が実行された者
- (3) 市税の滞納がない者
- (4) 保証料を一括納入した者

### (補助対象となる資金)

第 3 条 補助対象は、次の資金を利用した者に限る。

- (1) 追認保証小口事業資金融資

### (保証料補助金の額)

第 4 条 保証料補助金(以下「補助金」という。)は、前条に規定する融資制度に係る借入金の保証料の一部とし、上限 10 万円を交付するものとする。ただし、従前の借入残金相当分は、対象としない。

### (補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、七尾市中小企業経営安定保証料補助金交付申請書(様式第 1 号)により取扱金融機関が発行する証明書(様式第 2 号)を添付し、市長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定及び額の確定)

第 6 条 前条の規定により補助金の交付申請があったときは、市長は当該申請書を審査し、適当と認めるときは、七尾市中小企業経営安定保証料補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第 3 号)により通知する。

### (補助金の請求)

第 7 条 前条の規定により交付決定及び額の確定を受けた者は、速やかに七尾市中小企業経営安定保証料補助金請求書(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

### (補助金の交付)

第 8 条 市長は、交付決定及び額の確定をした者について七尾市中小企業経営安定保証料補助金請求書により補助金を交付する。

### (取扱期間)

第 9 条 この要綱による保証料補助金交付申請書の受付期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

### (補助金の返還)

第 10 条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取消し、又は、既に交付した補助金の全額若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段に補助金の交付を受けたとき。
- (3) 借入金の繰上償還により、返戻が生じたとき。

### (その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則 この告示は、公表の日から施行する。